

# 小規模企業共済制度は あなたの節税と安心をお約束します。

## \* 小規模企業共済とは……

国がつくった退職金制度で個人事業主やその共同経営者<sup>注</sup>

並びに会社の役員が加入できます。

注：専従者や後継者の方で2名まで加入できます。

☆掛金は全額所得控除が受けられ、所得税はじめ住民税(市県民税)や国民健康保険まで安くない節税対策!!

☆掛金は毎月最低 1,000 円～最高 70,000 円の範囲で自由に選べ 500 円単位で増額・減額できます。

☆共済金の受取りは「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかを選択でき、税制上でも優遇措置がうけられる。



お問い合わせ・お申込みは鶴見青色申告会 共済係 菅原迄

電話番号：045-521-1145